

鹿屋体育大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

平成28年3月15日
学長裁定
改正 令和5年1月10日

国立大学法人鹿屋体育大学（以下「本学」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日最終改正。以下「ガイドライン」という。）他、公的研究費の不正使用防止に関する法令、国及び研究費の配分機関等の定める指針等及び本学における公的研究費の適正管理に関する規程等を遵守し、公的研究費の不正使用の防止に努めるため、次のとおり基本方針を定める。

1 責任体制の明確化

不正使用防止対策に関する責任体制の明確化を図る。

2 ルールの明確化・統一化

公的研究費の使用及び事務処理手続きに関するルールを明確かつ統一的に運用し、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に周知を図る。

3 職務権限の明確化

公的研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任について、業務分担の実態と乖離が生じないよう、適切な職務分掌を定める。

4 関係者の意識向上

ガイドラインが求める公的研究費の適正な使用に関する行動規範の策定、コンプライアンス教育の実施、ルール等の理解度の確認及び誓約書等の収取を行うことで、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員の意識向上を図る。

5 不正要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を誘発させる要因の把握に努め、不正要因に対応した具体的な不正使用防止計画を策定し、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施する。

6 公的研究費の適正な運営・管理

適正な予算執行を行うため、チェック機能が実効的に働くシステムを構築し、公的研究費の適正な運営・管理を行う。

7 情報の共有化と情報発信の推進

ルール等が適切に情報共有・共通理解される体制の構築に努め、広く学内外に発信する。

8 モニタリング・監査体制の構築と実施

不正発見時の早期発見及び不正の抑止のためのモニタリング体制の検討・構築と、ルール等に沿って手続きが行われていることを確認する監査体制を構築し、適切に実施する。

附 則

この裁定は、平成28年3月15日から施行する。

附 則（令5.1.10）

この裁定は、令和5年1月10日から施行する。